

FAQ | よくある質問 目次

■ 1. 対象者について

Q1-1 誰が申請出来ますか。

Q1-2 申請者（世帯主）が申請し、別居する子どもの部屋で使用するLED照明器具の買い替えは助成対象ですか。

Q1-3 私は世帯主で、自宅の一室で事業を営んでいます。自宅と事業を営んでいる部屋も両方にLED照明器具をつける場合は対象となりますか。

Q1-4 助成対象製品を法人の代表者（または自宅とは別に事業所を構える個人事業主）として申請し、さらに世帯主として自宅の分の申請できますか。

Q1-5 複数の法人の代表者をしていますが、法人ごとに申請をすることができますか。

Q1-6 任意団体の代表ですが申請はできますか。

Q1-7 二世帯住宅で世帯主を分けている場合はそれぞれの世帯主が申請をすることができますか。

■ 2. 購入先について

Q2-1 購入先はインターネットでも構いませんか。

Q2-2 対象家電を家電量販店以外の市内店舗で購入してもよろしいでしょうか。

■ 3. 対象機器について

Q3-1 助成対象となる機器はどのようなものですか。

Q3-2 買い替え機器は中古品でも構いませんか。

Q3-3 既に冷蔵庫があり、新たに冷凍庫を買いますが対象になりますか。

Q3-4 対象となる家電の確認方法を教えてください。

Q3-5 対象となる給湯器の確認方法を教えてください。

Q3-6 既にエコジョーズがあり、コレモだけを新規で追加しますが、本事業の対象となりますか。

Q3-7 現在オール電化ですが、電気温水器をやめて、助成対象のエコジョーズ（エコフィール）に交換する場合は対象ですか。

Q3-8 リース製品は助成対象となりますか。

■ 4. 助成対象経費について

Q4-1 ○○円以上の製品が対象など購入金額に下限はありますか。

Q4-2 市内で助成対象機器を購入しましたが、市外の事業者へ取り付けをお願いした場合、取り付け費用も助成対象となりますか。

Q4-3 買い替えのため助成対象製品と消耗品を同時に購入しましたが、どちらも助成対象経費となりますか。

Q4-4 クーポンの利用や値引きがあった場合助成対象経費から減額されますか。

Q4-5 助成対象外経費とは主にどのようなものですか。

FAQ | よくある質問 目次

Q4-6 一度事前受付をした後に、追加で購入をした場合は、追加分も助成対象になりますか。

■ 5. 助成額について

Q5-1 助成金額は円単位ですか。

Q5-2 助成金の計算方法を教えてください。

Q5-3 助成金の交付額に下限（助成金額が〇〇円未満の場合は交付しないなど）はありますか。

Q5-4 買い替え機器を設置しましたが、支払額が見積もり以上となりました。助成金交付(予定)申請額以上の金額を交付申請を行うことはできますか。

Q5-5 買い替え機器を設置しましたが、支払額が見積額以下となりました。交付額はどのようになりますか。

Q5-6 助成対象となる家電（または給湯器等）の申請数に制限はありますか。

■ 6. 申請方法について

Q6-1 事前受付の方法はどのような方法がありますか。また必要書類はありますか。

Q6-2 電子申請による事前受付はどのように行えばよいか。

Q6-3 家電と給湯器等をどちらも申請出来ますか。

Q6-4 助成金交付申請書などはどこで配布していますか。

Q6-5 買い替え前（後）機器及び設置状況がわかるカラー写真はどのような写真ですか。

Q6-6 いつから助成対象製品を購入出来ますか。

Q6-7 事前受付前に購入した助成対象製品は対象になりますか？

Q6-8 事前受付前に契約しても問題ありませんか。

Q6-9 事前受付以降に助成対象製品の変更を行うことは可能ですか。

Q6-10 事前受付後、購入の中止を決めた場合、どうすればいいですか？

Q6-11 交付申請にはどのような書類が必要ですか。

Q6-12 令和6年1月31日までに助成金交付申請を提出しない場合はどうなりますか。

Q6-13 助成対象製品の購入代金を銀行振込（クレジットカード）で支払ったので領収書がありません。

Q6-14 世帯主が夫、支払い者が妻の場合、申請は可能ですか。

■ 7. その他の注意

Q7-1 買い替え前機器を売却した場合は、どのような手続きが必要ですか。

Q7-2 買い替え後の機器を売却したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

Q7-3 本事業によりエアコンを購入しましたが、買い替え前のエアコンを他の部屋で使用してよいか。

Q7-4 他の制度による交付金等と併給できますか。

Q7-5 市で現地を確認しますか。

FAQ | よくある質問

■ 1. 対象者について

Q1-1 誰が申請出来ますか。

助成対象者は、事前受付完了通知日から令和5年12月31日までの間に市内の店舗又は事業所において未使用品の助成対象製品を、買い替えを目的として購入した、次の各号のいずれかに該当する方です。

(1) 令和5年7月1日時点において市内に住民票のある世帯主で、自らが居住する市内の住宅（前号の住民基本台帳に登録されている場所と同一に限る。以下、「住宅」とする）に助成対象製品を設置した者。なお、自らが居住する住宅内に自らが事業の用に供する部分がある個人事業主は、世帯主が住居の用に供する部分及び事業の用に供する部分で使用する助成対象製品を含めて申請をすることとする。

(2) 令和5年7月1日時点において本市に本社または本店がある法人の代表者、及び本市に主たる事業所がある個人事業主で、市内の本社または本店及び事業所に助成対象製品を設置した者。

(3) 室蘭市住民自治組織報奨金交付要領に基づき室蘭市に登録している住民自治組織の代表者で、住民自治組織が所有する物件に助成対象製品を設置した者。

ただし、上記の方が以下に該当する場合は助成対象者にはなりません。

(1) 前項第1号から第3号に規定する者が重複して申請をしたとき。

(2) 北海道が行う宿泊業環境整備緊急対策事業の補助金を受給した者。

A1-1 (3) 同一の助成対象製品に係る申請について、国及び室蘭市が行う他の制度による交付金及び補助金を受給した者。

(4) 同一の助成対象製品に係る申請について、他の地方自治体等において本事業と重複して申請することが認められていない補助または助成事業による給付を受けた者。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業を営む施設、または社会通念上同号に相当する営業を営む施設への設置を目的とした申請をした者。

(6) 室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年室蘭市条例第39号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、暴力団の構成員と認められるもの、暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの、または暴力団関係事業者が代表者または役員となり経営する施設への設置を目的とした申請をした者。

(7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）である者。

(8) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）である者。

Q1-2 申請者（世帯主）が申請し、別居する子どもの部屋で使用するLED照明器具の買い替えは助成対象ですか。

A1-2 対象となりません。申請者の居住する、または営業する建物内で使用されているもののみが対象です。

Q1-3 私は世帯主で、自宅の一室で事業を営んでいます。自宅と事業を営んでいる部屋も両方にLED照明器具をつける場合は対象となりますか。

A1-3 対象となります。世帯主として申請をしてください。

Q1-4 助成対象製品を法人の代表者（または自宅とは別に事業所を構える個人事業主）として申請し、さらに世帯主として自宅の分の申請できますか。

A1-4 申請できません。どちらか一方のみ申請ができます。

Q1-5 複数の法人の代表者をしていますが、法人ごとに申請をすることができますか。

A1-5 申請できません。どちらか1つのみ申請ができます。

Q1-6 任意団体の代表ですが申請はできますか。

A1-6 室蘭市に登録のある住民自治組織（町内会）は申請できます。それ以外の任意団体は申請できません。

Q1-7 二世帯住宅で世帯主を分けている場合はそれぞれの世帯主が申請をすることができますか。

A1-7 それぞれの世帯で申請可能です。ただし、共有して使用しているものに関してはどちらか一方の世帯主のみが申請することとし、世帯主間の居住空間を超えて助成対象製品を設置することは認められません（例：1階と2階で世帯主が異なる場合、1階の世帯主が申請した冷蔵庫を2階に設置するなど）。

■ 2. 購入先について

Q2-1 購入先はインターネットでも構いませんか。

A2-1 購入先は市内の店舗・事業所等からの購入となります。

Q2-2 対象家電を家電量販店以外の市内店舗で購入してもよろしいでしょうか。

A2-2 助成対象となる機器であれば問題ありません。

■ 3. 対象機器について

Q3-1 助成対象となる機器はどのようなものですか。

以下の省エネ家電または給湯器等です。省エネ家電と給湯器等のどちらか一方を申請できます。

【省エネ家電】

- ・冷蔵庫（目標年度2021年度における省エネ基準達成率100%）
- ・冷凍庫（目標年度2021年度における省エネ基準達成率100%）
- ・エアコン（目標年度2027年度における省エネ基準達成率100%）
- ・電気便座（目標年度2012年度における省エネ基準達成率100%）
- ・LED照明器具（省エネ性能★3.8以上）*電球のみの購入は対象外

【給湯器等】

- ・潜熱回収型ガス給湯器（国が行うこともエコすまい支援事業対象のエコジョーズに限る）
- ・潜熱回収型石油給湯器（国が行うこともエコすまい支援事業対象のエコフィールに限る）
- ・ガスエンジンコージェネレーションシステム（コレモに限る）

A3-1

Q3-2 買い替え機器は中古品でも構いませんか。

A3-2 未使用品が対象となるため、中古品は助成対象外です。

Q3-3 既に冷蔵庫があり、新たに冷凍庫を買いますが対象になりますか。

A3-3 買い替えではないため対象外です。

Q3-4 対象となる家電の確認方法を教えてください。

A3-4 製品に表示されている統一省エネラベルまたは省エネ型製品情報サイト
[_\(https://seihinjyoho.go.jp\)_](https://seihinjyoho.go.jp) よりご確認ください。

Q3-5 対象となる給湯器の確認方法を教えてください。

A3-5 「こどもエコすまい支援事業対象製品の検索について」のサイトからご確認ください
[_\(https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/manufacture/search/product/high-efficiency-water-heater-ej/\)_](https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/manufacture/search/product/high-efficiency-water-heater-ej/)

なお、ガスエンジンコージェネレーションシステム（コレモに限る）は製品の名称が「コレモ」であれば対象です。

Q3-6 既にエコジョーズがあり、コレモだけを新規で追加しますが、本事業の対象となりますか。

A3-6 対象となりません。機器の買い替えが対象となります。既存のエコジョーズを撤去し、新たに助成対象のエコジョーズを含むコレモを設置する場合は対象です。

Q3-7 現在オール電化ですが、電気温水器をやめて、助成対象のエコジョーズ（エコフィール）に交換する場合は対象ですか。

A3-7 対象となります。

Q3-8 リース製品は助成対象となりますか。

A3-8 リース製品等、所有者に所有権がないものは対象外となります。

■ 4. 助成対象経費について

Q4-1 ○○円以上の製品が対象など購入金額に下限はありますか。

A4-1 購入金額に下限はありません。ただし、助成額が千円未満の場合は交付ができません。

Q4-2 市内で助成対象機器を購入しましたが、市外の事業者へ取り付けをお願いした場合、取り付け費用も助成対象となりますか。

A4-2 市外の事業者へ依頼した取り付け費用は対象となりません。市内事業者からの請求分から助成対象経費を算定します。

Q4-3 買い替えのため助成対象製品と消耗品を同時に購入しましたが、どちらも助成対象経費となりますか。

A4-3 消耗品は助成対象外であるため、消耗品の購入に係る費用は助成対象外です。

Q4-4 クーポンの利用や値引きがあった場合助成対象経費から減額されますか。

A4-4 減額されます。クーポン券の利用や値引きがあった場合は、それら値引額を計算した後の支払額から助成対象外経費を除いた額が助成対象経費となります。なお、支払いについて自己が所有するポイント等を利用して購入することはこの限りではありません。

Q4-5 助成対象外経費とは主にどのようなものですか。

A4-5 ・LED電球のみを購入した場合の経費
・買い替え前機器の廃棄に要する費用
・機器の保証延長、及び本体とは別に販売されている消耗品等の購入に係る経費などが挙げられます。上記以外のものにおいても、本助成金を交付するに当たり不相当と認められるものは助成対象外経費になります。

Q4-6 一度事前受付をした後に、追加で購入をした場合は、追加分も助成対象になりますか。

A4-6 対象になりません。事前受付は1度のみです。

■ 5. 助成額について

Q5-1 助成金額は円単位ですか。

A5-1 助成金額は、千円未満切り捨てとなります。

Q5-2 助成金の計算方法を教えてください。

A5-2 値引きや割引クーポンの使用などを計算した減額後の実支払額から助成対象外経費を除いた額に助成率（家電は20%、給湯器等は25%）を乗じて計算した額（千円未満切り捨て）となります。チラシ裏に具体的な計算例の記載がありますのでご覧ください。

Q5-3 助成金の交付額に下限（助成金額が〇〇円未満の場合は交付しないなど）はありますか。

A5-3 ありません。

Q5-4 買い替え機器を設置しましたが、支払額が見積もり以上となりました。助成金交付(予定)申請額以上の金額を交付申請を行うことはできますか。

A5-4 できません。事前受付における「助成金交付(予定)申請額」の範囲内の金額となります。

Q5-5 買い替え機器を設置しましたが、支払額が見積額以下となりました。交付額はどのようになりますか。

A5-5 助成対象経費が減額となる場合、助成額が減額となります。左記の場合、室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金 事前受付（変更・中止）書を提出してください。

Q5-6 助成対象となる家電（または給湯器等）の申請数に制限はありますか。

A5-6 申請数に制限はありませんが、省エネ家電の買い替えに係る助成金の交付額に上限があります（家電4万円、給湯器等50万円）。

■ 6. 申請方法について

Q6-1 事前受付の方法はどのような方法がありますか。また必要書類はありますか。

室蘭市公式ホームページからの電子申請または、室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金事前受付書兼同意書（様式第1号）に必要な書類を添えて受付を行う方法があります。

【必要書類】

- A6-1**
1. 助成対象経費及び助成対象製品の型番が分かる見積書の写し及び内訳書の写し
 2. 買い替え前の機器及び設置状況が分かるカラー写真
 3. 委任状（代理人が手続きを行う場合）
 4. 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの（こちらからの指示がある場合）

Q6-2 電子申請による事前受付はどのように行えばよいか。

室蘭市公式ホームページ

- A6-2**
- (<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org6100/shoene.html>) よりご申請ください。必要書類等の添付はスキャンするか、文字がわかるように写真を撮影しアップロードをしてください。

Q6-3 家電と給湯器等をどちらも申請出来ますか。

- A6-3** どちらか一方のみの申請となります。

Q6-4 助成金交付申請書などはどこで配布していますか。

- A6-4**
- 申請書等は市ホームページからダウンロードするか、道の駅「カナスチールみたら室蘭」、緊急経済対策室（広域センタービル2階）、市役所本庁舎（正面玄関）、蘭東支所、ぷらっと。てついち、イオン室蘭店、中島商店街コンソーシアム、FKホールディングス生涯学習センターきらん、サンライフ、白鳥台ショッピングセンターハックにて配布しております。

Q6-5 買い替え前（後）機器及び設置状況がわかるカラー写真はどのような写真ですか。

- A6-5**
- 買い替え前（後）の機器と設置場所の関係がわかるものを撮影してください。買い替え前の機器の設置場所に買い替え後の機器が設置されていることを確認するためのものです。機器だけの写真ではなく、周りの様子が見えるように撮影をしてください。

Q6-6 いつから助成対象製品を購入出来ますか。

- A6-6**
- 事前受付完了届兼交付申請書の受取以後となります。事前受付書を提出していただいた後、助成事業の対象者（抽選の場合は当選者）へ事前受付完了届兼交付申請書を郵送等によりお渡しします。

Q6-7 事前受付前に購入した助成対象製品は対象になりますか？

- A6-7**
- 助成対象外となります。対象となるのは事前受付完了届兼交付申請書の受取以後に購入・設置にかかる工事に着手したものととなります。

Q6-8 事前受付前に契約しても問題ありませんか。

- A6-8**
- 契約、発注は問題ありませんが、機器の取り付け、工事、代金の支払いは「事前受付完了届兼交付申請書」の受取以後に行わなければなりません。

Q6-9 事前受付以降に助成対象製品の変更を行うことは可能ですか。

A6-9 助成対象製品の種類変更はできません（例：冷蔵庫からエアコンへ変更など）。なお、冷蔵庫から冷蔵庫など同種類におけるメーカーや機種の変更は可能です。なお、変更にあたり室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金 事前受付（変更・中止）書の提出が必要です。

Q6-10 事前受付後、購入の中止を決めた場合、どうすればいいですか？

A6-10 中止の手続きのため室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金 事前受付（変更・中止）書を提出してください。

Q6-11 交付申請にはどのような書類が必要ですか。

A6-11 ・助成対象経費に係るレシートまたは領収書（購入日、購入店が市内であること、購入金額及び製品名等が確認できるもの）の写し
・助成対象製品の製造事業者が発行する保証書（製品型番等が確認できるもの）の写し
・買い替え後の設置状況等が分かる写真
などが必要です。状況に応じ他の書類が必要となる場合があります。

Q6-12 令和6年1月31日までに助成金交付申請を提出しない場合はどうなりますか。

A6-12 交付申請期限までに必要書類を提出されない場合は、自動的に取消となり、助成金をお支払いすることはできませんので、十分ご注意ください。

Q6-13 助成対象製品の購入代金を銀行振込（クレジットカード）で支払ったので領収書がありません。

A6-13 領収書の代わりとして、銀行振込の場合は、振込明細書と振込先口座が購入先がわかるもの（請求書等）を、クレジットカード払いの場合はカード利用明細書を提出してください。なお、支払い等を証明するものが提出できない場合は、助成金を交付することはできません。

Q6-14 世帯主が夫、支払い者が妻の場合、申請は可能ですか。

A6-14 世帯主、申請者、領収書宛名、助成金振込口座は全て同一人物であることが助成対象の条件です。個人事業主の方においては事業で使用する口座をご指定ください。

■ 7. その他の注意

Q7-1 買い替え前機器を売却した場合は、どのような手続きが必要ですか。

A7-1 買い替え前機器を売却した場合、助成対象経費から売却金額を差し引いた金額を交付額とします。また売却金額がわかる書類の提出が必要です。

Q7-2 買い替え後の機器を売却したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

A7-2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）における期間を経過するまでの間、売却等処分はできません。やむを得ない場合は市長の承認が必要です。また、処分をする際には助成金の返還をしていただく必要があります。

Q7-3 本事業によりエアコンを購入しましたが、買い替え前のエアコンを他の部屋で使用してよい
か。

A7-3 認められません。買い替え前の家電は廃棄等により処分する必要があります。本事業の趣旨
は古い機器からの買い替えにより環境負荷の低減を目的としております。そのため、機器が
増えることは目的に合致しないことから認められません。

Q7-4 他の制度による交付金等と併給できますか。

A7-4 国及び室蘭市の他の制度による交付金、補助金等と併給はできません。また、他の地方自治
体等において本事業と重複して申請することが認められていない補助または助成事業との併
給もできません。なお、本助成事業は国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交
付金」を財源としています。

Q7-5 市で現地を確認しますか。

A7-5 設置状況を確認するため、現地を確認させていただくことがあります。